

平成19年第3回定例会意見書全文

結果一覧へ

年金・健康保険福祉施設の機能存続を求める意見書

政府は、全国の年金・健康保険福祉施設を譲渡または廃止する整理合理化を進めており、本市に所在する千葉厚生年金休暇センター（ウェルサンビア千葉）及びちば社会保険センターにおいても平成22年までに整理合理化がなされる施設とされている。

千葉厚生年金休暇センターは、昭和49年に開設されて以来、宿泊施設、体育施設等を備えた総合施設として、多くの市民に利用されており、特に、地域の生涯学習の拠点として高齢者を中心とした市民の「まかにかえることのできない活動の場」としてその果たす役割は極めて重要であることから、今後とも活動の場としての機能の存続が求められている。

また、ちば社会保険センターにおいても昭和61年の開設以来、多くの市民の活動の拠点となっており地域になくてはならない施設として機能しているところである。

よって、本市議会は国に対し、年金・健康保険福祉施設の整理合理化に当たっては、当該施設の公共的・社会的な重要性を考慮し、地域の住民の活動の拠点としての機能が存続されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣 あて

厚生労働大臣 あて

先頭へ

公共建築物の耐震化に十分な予算措置を講ずるよう求める意見書

文部科学省の専門家会議の推計によると、全国の公立小中学校の校舎や屋内運動場のうち、震度6強の地震で倒壊する危険性の高い施設が、1万1,659棟に上ることが明らかになった。この極めて深刻な状況に対して、文部科学省は「公立学校施設耐震化推進計画」を今年度中に策定し、危険性の高い施設をなくすことを目指すとしている。

千葉市においては、学校を対象とした耐震診断の結果、I-s値0.3未満の校舎が11棟あり、屋内運動場も131棟の耐震補強が必要とされていた。さらに、学校以外の公共建築物においても、保育所7カ所などで耐震性が不十分であり、改築または大規模な補強が必要であることが判明した。

学校や保育所等の公共建築物は、日常的に子供たちや市民が多数利用している施設であり、災害時には避難所となる施設でもある。

7月16日の新潟県中越沖地震において、屋内運動場をはじめとした避難所となる公共建築物の耐震化は喫緊の課題と認識されたことから、一刻も早い改修や改築が求められている。

しかしながら、財政状況が厳しくなため、自治体は公共建築物の耐震診断すら満足に行えず先延ばしにしており、地震による被害が各地で報告されてもなお耐震化には消極的な対応をとらざるを得ない状況なのである。

よって、本市議会は国に対し、公立学校施設はもとより、日常的に子供たちや市民が多数利用している施設や災害時に避難所となる公共建築物についても、耐震診断や改修工事を速やかに推進できるよう、十分な予算措置を講ずることを強く求めるのである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣

文部科学大臣
厚生労働大臣 あて
国土交通大臣

先頭へ

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定のための施策拡充を求める意見書

本年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」において、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸住宅事業に関して、現在の77万户が過大な上、その質においてもセーフティーネットとしての役割を果たしていく上で問題のあるものも多いとされた。その上で、「公営住宅階層の居住者が大半を占める団地は、地方公共団体への譲渡などについて協議する」、「建てかえ事業に当たっては居住者の周辺団地等への移転や家賃減額の縮小を検討する」、「建てかえに伴い生じる余剰地の売却等により資産の圧縮に努める」、「77万户の賃貸住宅について今後の削減目標を明確にする」等の措置について、平成20年度までに結論を得て、結論が得られ次第措置することとされた。

多くの団地で居住者の高齢化が進むとともに、公営住宅階層の割合が高くなっているが、多数の世帯が今の団地での永住を希望しており、かけがえのない生活のよどころとなっている。このような中、上記の措置は、居住の安定を脅かし、居住者を不安に陥れるものとなっている。

よって、本市議会は国に対し、下記のとおり機構賃貸住宅居住者の居住の安定のための施策拡充を強く求めるものである。

記

1 機構賃貸住宅が国民の住宅セーフティーネットとしての役割を果たすよう努めること。

2 居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して、家賃制度及び改定ルールを再検討し家賃負担の軽減を図るとともに、子育て世帯の優先入居を促進すること。

3 住環境を悪化させる著しく増大した空き家をなくし、入居要望にこたえるため、高家賃を引き下げるとともに、居住性能を向上させること。

4 建てかえに当たっては、居住者の同意のない転居や団地の売却を行わず安定した継続居住を保障し、コミュニティーの維持形成に努めること。

5 団地内に可能な限り福祉的施設を誘致することに努め、特に建てかえに伴う余剰地は公営住宅用地等として当該地方自治体に譲渡するなど公的活用を図ること。

6 機構法附帯決議を初め国会での諸決議を誠実に守り、その実現に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣
国土交通大臣 あて

衆議院議長
参議院議長 あて

先頭へ

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払い商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性もある契約方法である。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の「次々販売」が繰り返されたり、年齢、性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところで、大きな社会問題となっている。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約を提供するために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度の確立が必要であり、抜本的改正が求められているのである。

よって、本市議会は国に対し、割賦販売法の改正に当たっては下記の事項を実現するよう強く要望するものである。

記

1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 1回払いや2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて

衆議院議長
参議院議長 あて

先頭へ

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払い商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性もある契約方法である。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の「次々販売」が繰り返されたり、年齢、性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところで、大きな社会問題となっている。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約を提供するために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度の確立が必要であり、抜本的改正が求められているのである。

よって、本市議会は国に対し、割賦販売法の改正に当たっては下記の事項を実現するよう強く要望するものである。

記

1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 1回払いや2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて

衆議院議長
参議院議長 あて

先頭へ

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払い商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性もある契約方法である。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の「次々販売」が繰り返されたり、年齢、性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところで、大きな社会問題となっている。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みである。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約を提供するために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度の確立が必要であり、抜本的改正が求められているのである。

よって、本市議会は国に対し、割賦販売法の改正に当たっては下記の事項を実現するよう強く要望するものである。

記

1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 1回払いや2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月18日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣 あて

衆議院議長
参議院議長 あて